省　令

○農林水産省令第五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十七条**　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、有機農産物及び有機農産物加工食品（令第十七条第二号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。	（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十七条**　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、有機農産物及び有機農産物加工食品（令第十七条第二号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。

附　則

この省令は、欧州連合に関する条約第五十条の3の規定による英国の欧州連合からの脱退の日から施行する。